

議案第208号

緑地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年9月13日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、緑地の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

緑地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

緑地の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
佐賀県鹿島市 [REDACTED] [REDACTED]	401,760円

2 事件の概要

平成29年7月6日午前3時頃、市内南区長丘二丁目20番地内の長丘西特別緑地保全地区である緑地内の樹木の根元が腐朽していたため、当該樹木が折れて倒れ、同緑地に隣接する相手方 [REDACTED] 所有の駐車場に設置されていた照明灯に接触し、当該照明灯が破損して損害が生じたものである。